



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)総務委員会(2)広報委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※渉外委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(3)会員開発委員会(4)会員交流委員会(6)指導力開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※まちづくり委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(5)国際関係委員会(7)社会開発委員会(9)経営開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※青少年育成委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(8)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること